

阿波（旧藍作）畑作地帯入口の存在形態（二）

——農業における資本主義の発達——

市 原 亮 平

（二）村の經濟と政治

すでに述べたように、八・一五敗戦を契機に解体化するまでは、半封建絶対主義政府は米騒動を皮切りにうまれた大正十年の米穀法とそれの強化^{（註）}改正を通じて、一定の米価基準をきめ運用資金を行使して地主の商品化と有利な程度の高米価を維持し国家的に地主保護^{（註）}米作偏重策をおこなつてきた。しかるに敗戦を契機とする半封建的政治勢力の権力機構からの失陥、農地改革の実施による半封建的土地所有の解体化にもない、戦後政府による独占資本本の低米価政策は強化されてゆき、絶対主義的政府が既往にもたらした米作偏重化傾向は後退せざるをえなくなつた。かくて商業作物に有利な平場地帯農民は蔬菜へ商業作物へと耕作転換をいそいだのである。

（註） この点につき石渡貞雄氏は「内外帝国主義による農業問題は本来の農業問題としてではなく食糧問題としてあらわれる限り、日本農業に対する封建制の問題も食糧問題との衝突面で矛盾が直接露呈してくるのである。日本の農地改革は、直接的にはまさに半封建制の問題が食糧問題として浮び上つてきた限りでの改革である。独占資本にとって低価格の主食を生産農民の直接の犠牲において可能的に多量配給しうるために、その障害をなしている半封建的現物高料小作料を收得する地主制

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

五四

度の排除が必至であつたのだ。」と述べておられる（季刊理論第十九号『独占資本の農村支配とは何か』七三頁）。

しかるに急速な米作偏重化から蔬菜作物への転換はふたたび商業作物偏重化をまねき、二十五年頃より蔬菜相場は低落をはじめた。そこえ大根栽培を根底から脅かすバイラス菌が侵入し、他方政府のいわゆるデイス・インフレ政策が農村をおそつた。北井上村農民はこの蔬菜危機を乳牛で部分的には菊栽培できりぬげようとした。蔬菜農民は大根屑や葉を乳牛の飼糧にし牛糞を畑にかえし、養蚕農家は蚕砂や蚕糞を乳牛にくわせ牛糞を畑にかえしはじめた。さらに飼料作物栽培を作物循環のなかにくみこもうとしている。このような有畜多角経営への転換による不況克服策は、いちおう酪農・園芸農家——富農や富裕中農を収益に均落せしめ、それだけいつそう近代的階級分化をおしすすめたのである。

この間の事情について、徳島新聞の報導からひろつてみよう。——

「最近乳価の引上げて酪農が農家経営に有利だということが認識されたが、名西、名東両郡方面では野菜どころから次第に米どころや飼料の多い山間部へと普及しながら現下の酪農王国を形成している。昭和二十三年の野菜ブームで太つた北井上村では吉野川沿いの農家が淡路地方からほとんど乳牛を導入して五年間に約六百頭にふやし県下酪農界の主導権を握つた。」（「發展する酪農王国——野菜でもうけ乳牛へ」二十八年十二月二日号）

「多角経営で農家経済の立直しと不況克服に努力している名東郡北井上村は水稻の不作をしり目に牛乳の値段は上るし、野菜や草花も昨年より二―三割高値という好景気で、文字通り福の神の到来。

同村の乳牛は七百頭とふえ県下屈指、一日十石の乳を出荷しており九月二十一日からの乳価の引上げで月二十四万円が増収、一万六十町歩に上る野菜畑は大根、ホーレン草などで昨年より一、二割の増収は固いといわれ、さらに県下の六割を占める菊作りは約三町歩、うち約四割が出荷の裏最中で一輪が五、六円にもなるので二十六年の花景気を再現した形。ところが菊には肥料を他の作物より多くやらねばならないし、毎月つききりで手入れする労力を勘定に入れると大してもうけにはなりません。……とはお百姓さんの弁」（「米不作も何のその——野菜、草花で福の神」二十八年十一月二十日号）

右に述べたような流転——藍作衰退後の——と転作の経緯をへて、北井上村はこゝに酪農・蔬菜（・沢庵加工）・園芸・養蚕・水田の多角経営村に移行したのである。

その多角農業の実態を『徳島県実態調査』（二十八二月末現在）よりさぐってみると、「表11 a」のごとき地目別面積に表示される。

(表11) a

農業地総面積(A)	366	町	6	反	8	畝	20	歩	
宅地探草地(B)	33		1		3		20		
耕地総面積(A-B)	333		5		5	00(100%)			
内訳	田	139	2	7	03(42%)				
	畑	159	4	9	27(48%)				
	桑園	34	7	1	00(10%)				
	その他		7	0	00(-%)				

田の四二
%にたい
し畑四八
%桑園一
〇%、計
五八%で
畑が勝つ
ているこ
とがわか
る。

(表11) b

米	155町	4反	3畝	01歩(50%)
麦	266	8	3	25 (48%)
菜類	67	6	3	03 (12%)
薯類	28	8	8	06 (5%)
豆類	21	7	2	02 (4%)
茶類	7	8	2	25 (1%)
花類		5	8	14 (-%)
その他	4	0	2	22 (-%)

いまや北井上村は、米を買わねばならなかつた藍作時代や養蚕・蔬菜の時代とちがつて一五五町の水田をもち米麦の作付面積が最大である、しかも蔬菜や桑園、花卉・茶種などの商業作物の作付が三〇%ちかくを占めて、商業的農村の特徴をあらわしている。

田畑二九八町七反七畝は年一・九回転して作付面積五五三町〇反四畝〇五歩になるが、その内訳は次のごとくなる。——〔表11 b〕

阿波(旧藍作)畑作地帯人口の存在形態(市原)

五六

[A] 階級構成

われわれは次に北井上村農民の階級区分——したがつて区分の基準を確定することとする。階級区分の基準はなにか、それは経営規模でも生産手段個々型、役牛、発動機などの所有規模でもなく、農業における生産手段たる土地、役畜、農機具、家屋等をいかに所有し使用しているかによつて生じる各種の異なつた收取被收取の対立関係こそ唯一の基準である。

こゝで利用されるのは、一九三三年瑞金民主中央政府が土地問題を正確に解決するために公布した二文件——「どのよう
農村階級を分析するか」および「土地改革中の若干の問題についての決定」これに少しく修訂をくわえた一九五〇年の政府政
務院が公布した三文件「どのように農村階級を分析するか」「土地改革中の若干問題に関する決定」「政務院の若干の新決
定」である。

われわれは、地主、富農、富裕中農、中農、農業労働者(雇農)、賃労働者、商工業者、貧農——の各階級にか
んする科学的規定を日本農村の現実に即しつゝ、北井上村農民に適用してみよう。

1 地主 とは土地を所有し、自らは労働しないか、もしくは、ただ附帯的な労働をおこなうにすぎないで、主
として地代の形で農民を收取し生活するものをいう。

富農は自分が労働に従事するが、地主は労働に従事しないか、従事しても附帯的労働にすぎない。ゆえに労働は富農と地主
とを区別する主要な基準である。土地の犁入れ種蒔き刈入れ等生産上の重要な労働——主要な労働に一年のうち四ヶ月以上従
事しているが、それとも未滿であるかが主要な労働と附帯労働との分界線であり、したがつて富農と地主との分界線でもあ
る。「政務院の補足的決定」はさらに地主と富農との異同にかんし「富農の賃貸している土地が、自分で耕作しているもの、
および人を雇つて耕作している土地の額をこえているものは、半地主的富農」とし、さらに「地主の家族のうち、だれかが恒
常的に主要農業労働に参加しているか、あるいは同時に人を雇入れて一部の土地を耕作しているが、その主要な部分の土地は

賃借し、貸付地の額が自作しているのと人を雇入れて耕作している土地の額の三倍以上に達しているもの、および所有土地が一そり多い状態のもので、その賃貸ししている土地の額が、自作しているものと人を雇入れて耕作している土地額の二倍を超えるものは、富農とせずに地主とすべきである」としている。(中国研究所「新中国の土地改革」八一頁)。

右に述べた基準に従えば、改革前に本村全体で「地主」範疇にはいるのは、山本信夫氏(既述)、佐野吉五郎氏(自作地―田六・四反、畑七・〇反、貸付地―田二町四反、畑二町六反)、美馬康夫氏(自作地―田四・五反、畑一町、貸付地―田一町六反、畑三町八反)の三戸にすぎず、厳密にいえばかれらは富農的「地主」および富裕中農的「地主」にぞくしたのであるが、改革によつて「地主」性を奪いさられぶつうの富農、富裕中農に転じたわけである。したがつて、「農民にたいする地代搾取が、地主搾取の主要な形態である」という科学的基準に従うかぎり、改革後の北井上村には「地主」は存在しない。

註(14) 前掲書、七八頁。

2 富農 とは一般に土地はもっているが、しかし自分は土地の一部分しかもつていず他の一部の土地を借入れているものさらには全部の土地を借入れているものもある。一般にはいづれも比較的優良な生産手段および営農資金をもつておりみづからも労働するが、主として雇傭労働を恒常的に搾取しそれを生活の一部または大部の根源としている。その外に土地を賃貸して地代搾取をおこなうものもあり、たとえば先に述べた「半地主的富農」もその一例であるが、さらに金貸しや商工業を經營しているものもある。

「政務院決定」はさらに、相当多額な優良な土地を所有し自分の労働以外には少しも労働者を備わず、他方、地代や金利の形態で農民を搾取しているものも「富農」として扱うよう指示している。さらに「富農」と「富裕中農」さらに「中農」との区分をきめる基準―計算的なる―を補足的に決定している。――

阿波(旧藍作) 畑作地帯人口の存在形態(市原)

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

五八

一、恒常的に一人の年雇をやとい、あるいはその他による搾取をおこなつていても、その搾取の量が一人の年雇をやとうことに相当する以下である場合は、富農と認めることはできない。

二、恒常的に二人の年雇をやとい、あるいは、その他による搾取があり、その搾取の量の総和が二人の年雇をやとうことに相当するよりも以上の場合は、一般に富農として算定することができる。但し家族のうちに消費的な人口が多く、生活が決して富裕でないものは富農として算定すべきでない。

三、恒常的な搾取の量が、一人の年雇をやとうことに相対するよりも以上になつてはいるが、二人の年雇をやとつたものよりすくない場合は、その搾取収入が総収入の百分の二五をこえるか、どうかを詳細に計算し、こえるものを富農とし、こえないものを中農あるいは富裕中農とする。

四、毎年日雇あるいは季節傭をやとうこと延百二十五日分におよぶものは、年雇一人をやとうものとして計算する。

五、搾取の量を計算するときには、直接他人から搾取される部分と、他人を搾取する部分とを相殺して計算する。

改革前において、先に述べた富農的ないし富裕中農的「地主」の下に、半地主的「富農」ないし「農裕中農」がいたが——前者は山野常雄氏と齋藤豊一氏の二戸、後者は武市利雄氏はじめ六戸——、われわれは改革後の「富農」範疇を改革前の「地主」もしくは「半地主」が地主性格を奪いさられて富農に転化した「地主型富農」と、改革前に地主もしくは半地主性格をもたず、自作中心であり、改革後においてもあい変わらず富農にとゞまるか富農に上昇した「農民型富農」とを区別しつゝ、具体例をしめしてみよう。

地主型富農——山本信夫氏。旧地主のチャンピオンで北井上村における政治経済的な最有力者山野常雄氏の本家。祖父儀平氏は明治末年までは盛大な藍商を営んだが、その衰退にともない対策として蚕種業にきりかえ（明治三十九年）これも間もなく廃したが、前後して徳島銀行、徳島貯蓄銀行、徳島倉庫会社の取締役を兼ねた。他方北井上村養蚕会長、農談会郡評議員（明治二十年）北井上村農談会長（同二十一年）、農会議長を歴任した。

現主信夫氏は二期目の村会議員をつとめ、八・一五敗戦までの村政に隠然たる実力を誇り、戦後改革中にも農地委員会地主委員として活躍、「地主会」のリーダーともなつた。改革によつて五・五反を解放。現在常備二人（三食住込みで日当一〇〇円

支給、実働時間は午前七時半から午後七時まで）と日傭い延十日（日当四五〇円）を使い田七・二反、畑五・四反の富農経営をおこなっているが、自分および家族は監督労働のみに従い主たる労働はまつたくおこなわない。役畜なく動力作業機と原動機三台を有するが、労働力雇傭と生産用具の状況に「地主型」富農の特徴がよくあらわれている。農業経営のほかに借家（祖父儀平氏が明治初年に設けた徳島銀行は明治四十年に破産したが、かれは田畑を売つて預金者に償還すると見せかけて実は隠密に徳島市内に借家七五軒を建築ないし購入したといわれる）をもち、さらに有価証券を大量にもつが、後者からの年間収入一二七、六三〇円に達する。二十八年三月まで肥料商を営み、その前貸して農民を支配していたが、片倉製糸の肥料に押されて現在は廃している。いままも村政面に影響力つよく、山野常雄氏を県会議員にかつぎだしたのも彼だといわれるが、その潜在力の強さは昨年度の村民税二二、四〇〇円を僅か五、〇〇〇円にまけさせたという事実のうちにみられる。徹底した農本主義者で農地改革には強い反感をしめしている。

左に一年間の家計收支簿をのぞいてみる。

農業粗収入	63,000						
農業外一株式収入	127,630						
収入計	190,630						
農業支出一総経営費	128,000						
（うち労力費	75,000）						
農業外出	<table border="0"> <tr> <td>全生計費</td> <td>260,780</td> </tr> <tr> <td>乳牛飼育費</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>公租公課</td> <td>30,500</td> </tr> </table>	全生計費	260,780	乳牛飼育費	29,000	公租公課	30,500
全生計費	260,780						
乳牛飼育費	29,000						
公租公課	30,500						
支出計	158,500						
收支計	+32,130円						

農民型富農―篠原喜祿氏。この家も例にもれず藍商―養蚕、製糸の歴史をもっているが、前記山本氏がむかしは地主のいまはレントナーの附随的な富農経営で向上性をもたないのに、篠原氏は典型的な向上性をもつた富農である。農地改革前は自作地三町二反と小作地六反、計三町八反をもっていたが、農地改革で小作地全部を解放し、さらに自作地六反を解放させられ

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

六〇

農業収入	388,300
農業外収入	98,500
収入計	968,000
農業支出	192,900
（うち労力費）	205,000
製粉、製麺経営費	146,400
養鶏経営費	272,800
支出計	882,370
支出入計	+86,370円

て、現在は自作二町六反をもつ。うち田二町二反、畑四反一畝、計二町六反一畝でまつたくの米麦ばかりをつくり外に沼地三反をもつ。この田畑は自宅に隣接しており、このうち一枚の田は一町二反もあり、水田は全部自分のモーターで揚水しており、六軒の隣家にも配水してやつている。配水料は一軒から反当り一〇〇円、四軒からは米一斗、一軒からは手間をうけとつてゐる。農業用電動機二台、揚水機一台、粗摺機一台、噴霧器一台の動力機があり近くトラクターをいれる計画。役牛二頭、乳牛一頭。この部門の日雇だけで延二〇〇日。さらに彼は製粉製麺業を営み、年間七〇〇俵の小麦を製粉し素麵にしている。この部門には二人で年間二八八日の手間をやとつてゐる。メリケン粉と素麵は飯米が不足する二、三月に村の貧・中農層二〇〜三〇軒に前貸しされ、夏麦で返してもらふという。ここからでてくるコカスで牛が飼われるわけであるが、一昨年からはさらにこれで養鶏をはじめ二〇〇羽程度の飼育を目当てにしており、現在常備一人、臨時傭で大工一人。（製麵、麦、稻刈は日傭で三食付日当四〇〇円前後、田植えは請負で三食付一反七〇〇円という）。こうして篠原氏の経営は、米麦作―製粉製麺業―養鶏業を多角的に組合わせた典型的に富農的なもので（關米十八石以上を売つてゐる）、この経済力を基礎に主人は村会議員、妻は婦人会員という形で村政に発言力を強めており、二、三反の小百姓をつぶし一町以上の百姓のみになければならぬ、というのが彼の農業立国論の骨子である。

家計のバランス・シートをしめすと左のごとし。

3 富裕中農

とは中農の一部であつてその生活状態がふつうの中農以上であり、一般に他人にたいし軽微な搾取をおこなつてゐるものである（その搾取の量は全家族一年間の総収入の一五%をこえないのを限度とする）。軽微な搾取というのは臨時傭や季節傭をやつとつか小額の金を貸付けるとかいうことであり、全家族の生活の主要源泉はあくまでも自己勞働におかれねばならない。^(註)

（註）算定の基準としては年雇一人かもしくは日傭、季節傭ならば延二五〇以下をやつとものに限定される。（福本和夫「日本農村の階級区分」五一頁）。

中国政務院の区分ではとくに「中農」から「富裕中農」をとりだし独自の階級規定をあたえていないが、日本農村村わけて近畿型農業構造のばあい富農よりもこの富裕中農の占める比重が大きいから、「一般中農」とは別個にとりだして区分をあたえた。このばあい、改革前との関連において「富農」と同様に「地主型」と「農民型」に類別できよう。

地主型富裕中農—美馬康夫氏。農地改革前は十町歩ちかくをもつており、この村第二の地主であつた。高利貸業で大きくなつたといわれ、主人の話によると明治末から大正はじめまで藍商と藍作とをやり、大正末まで大規模に漬物業を営み、現在の水田中心の経営にうつつたのは昭和十五、六年からである。現主の話によれば「戦前には何百人かわからないほどの人をつかつていた」のであつて、一町五反の自作と六町九反の貸付に依存する富農的地主であつたといえよう。改革にあつては六町五反を解放し現在一町五反を自作し四反を四人に小作させている。自作の水田一町七畝は米妻作、畑三反は陸稻、麦、甘藷、大豆、大根をつくり、残り一反三畝は自家用蔬菜をつくつており商品化のうすい経営といえる。生産用具としては石油發動機、動力脱穀機一台ずつ、馬と乳牛を二頭ずつもつ。この家はこうした「没落地主」的経営にもかゝらず、年間一八四日—村内の貧農七戸から放出される—の日傭をつかつてゐるが、そのうち四軒は元小作人でうち一軒は手間賃と前貸しの米とで相殺してゐた（日傭の日当は二五〇円前後という）。経営の型と發展傾向は前記山本氏と相似して「地主型」の特徴をあらわすが、状態は山本氏よりはるかにミセラブルである。

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

阿波(旧藍作)畑作地帯人口の存在形態(市原)

六二

農業収入…	400,700
農業外収入…	ナシ
収入計	400,700
農業支出…	144,669
(労力費…)	54,069
乳牛飼育費…	14,000
全生計費…	142,000
公租公課…	38,850
支出計	325,519
收支計	+75,181円

農民型富裕中農—三好庄五郎氏。この家も藍作、藍商—養蚕水田と北井上村の流転の歴史そのまゝに変遷し、現在は漬物加工、酪農経営をもあわせ経営する典型的な精力型多角経営農である。農地改革の影響をまったくうけず、いま経営している一町五反八畝は米、麦、茶種(裏作一反)の水田五反五畝、煙草、大根、麦の四反と桑園の三反六畝と蔬菜、麦(裏作二反三畝)の二反三畝と甘藷、麦の四畝、計一町三畝からなっている。六人家族のうち四人が働き、年間十日の日傭しかいれていず、家族労働を中心に商業的農業に當々と働く典型的な上昇勤労農民で動力作業—原動機四台、役牛一、乳牛二をもち、作付四反の煙草栽培は北井上最大の経営である。経営主三好照雄氏は少年時代に松田甚太郎作『土に叫ぶ』に感銘、内原訓練所に入所、渡満して敗戦後帰郷した精農青年で「農業朝日」を定期購読して農業合理化に腐心しており、しかも政治的にはいたって没交渉、無関心な点に農民型富裕中農の類型的な姿が看取できる。

農業収入…	659,000
漬物加工収入	152,000
養蚕収入…	125,600
酪農収入…	130,500
収入計	1,067,100
農業支出…	279,300
(労力費…)	3,300
全生計費…	93,500
公租公課…	68,000
漬物加工支出…	12,000
酪農業支出…	44,100
養蚕業支出…	6,530
支出計	445,430
收支計	+621,670円

4 一般中農の多くは土地を所有しているが、大部分を借りいれたりまったく土地をもたず全部借入れているものもあり、かれらは相当の生産用具をもち生活の主要源泉は全くないしは主として自分の労力によつており、一般に人を搾取しない、という点に特徴をもつ。貧農は一般的に労力を売らないと生活していけないのに、中農は一般的に売らなくともやつていける。^(註)

(註) こゝに中農と貧農の分水嶺があるが、現実には日本の中農は多く職員、勤務者として家計補助的に家族労働力を放出しており、この労働力が組織労働者化されて労働者イデオロギーを貧、雇農より先に中農層にもちこむという、特徴的な事情をもたらしするのであるが、これは北井上村の場合とくに明瞭である。

一般中農―鎌田六郎氏。農地改革で三反の解放をうけ、現在自作地八・四反、小作地二・四反を有し精農的な家族労働力を中心とし、さかんな土地欲求をもつ上昇型の勤労農民である。手間は麦刈と田植仕事に少々手伝つてもらう程度、馬一頭、役牛一頭、乳牛一頭、動力作業―原動機二台をもち、桑園一反で養蚕を副業として営む。地主型の富農や富裕中農が村政や農協とむすびついて従来おこなつてきた腐敗にたいしきびしい批判をくわえており、養蚕農民の立場から片倉資本に対しても手厳しい非難をくわえ中農の政治的立場をハッキリとあらわす。

農業収入……	160,800
養蚕収入……	48,000
収入計	208,800
農業支出……	42,100
(労力費……)	7,800
養蚕経営費……	2,200
全生計費……	34,900
公租公課……	20,000
支出計	99,200
支出入計	+109,600円

同 阿波(旧藍作) 畑作地帯人口の存在形態(市原) 同 武市勝次氏。改革の影響は全然なく、現在田三反、畑五反五畝を耕作しており、しかも乳牛三頭を飼育酪農経営

阿波(旧藍作) 畑作地帯人口の存在形態(市原)

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

六四

に重心を移してきている。役畜はなく動力作業―原動機は二台、手間は田植えと耕耘に延九日だけ請負わず程度。百姓は何かがよいといえはすぐ飛びついて生産過剰にしてしまい自らを亡ぼすと嘆くが、彼も一昨年の午蒔の値下りで欠損をまねき、今は酪農業を中心をおいており、有畜多角経営がもつとも不況に対し抵抗力が強いと語っている。彼のいまのねがいは土地をかうこと（だが売手がない）と、右派社会党員である次男を就職をさせることである。

農業収入……	191, 250
漬物収入………	16, 300
酪農業収入…	438, 000
収入計	645, 550
<hr/>	
農業支出……	101, 900
(労力費………	5, 700)
漬物加工費………	8, 200
酪農経営費…	173, 000
全生計費……	300, 000
公租公課………	22, 600
支出計	605, 700
<hr/>	
収支計	+39, 850円

5 貧民 とは不十分ながら自己の土地もしくは借りうけた土地をもち小部分ではあるが生産用具をもっている

が、それだけではとうてい生活を支ええないでせひとも勞働力を販売しなければならぬ農民である。

貧農―長濱芳一氏。「河川敷」問題を契機として結成された北井上村耕作者組合の実質的な指導者で日農統一派の積極的なオルガナイザー。現在水田二反七畝、畑四反（河川敷）を耕作、役牛一頭、豚一頭をもつが、農用具は小農具だけしかもたないので大農具は借りている。水田からとれる米はすべて闇で売却し、この収入をもつばら副食費や学費などの月額五、〇〇〇円ほどの現金支出に充てるのであつて、主食には田の裏作および「河川敷」からとれる小麦、裸麦、さつまいもをあてる。暇をみては午蒔掘りにでかけるが、最近では「河川敷」に直播栽培をこころみているのと組合活動のために忙しいので賃仕事に出ることができない。不十分で乏しいとはいえず生産用具をもち土を耕す、勤勞のよろこびを感じ酪農多角経営の將來を夢みて苦しい生活とのたふかいたえていいるというが、この点が「雇農」と異なるのではなからうか。

同 ―東條盛男氏。農地委員会小作側委員（昭和二十一年第一回より二十五年八月まで）として活躍、現在農協理事であり、

これらの機関では一応小作人や貧農の代表と目せられたが、政治的傾向としては右派社会党系で「政治屋」とみられている。単に政治傾向のみでなく農業経営に対する態度も前記長浜氏と対蹠的で、一反四畝の田、三反と少々の畑（河川敷にある）でさえももてあまし気味。大農具はもちろんもたず小農具すらほとんどもない、という状態である（墮農）。

河川敷に入耕しながら耕作人組合に入っていない、一昨年農協理事に立候補したとき政治資金のために乳牛一頭を売ったというが、こゝらに農民ホス―政治屋の本質がありはしないか。価格シエールの收奪機構を漠然と理解してをり、原爆国際管理案や新憲法擁護論を一応主張している。

6 雇農（農業労働者）とは被傭農民のことであり、一般的に全然もしくはほとんど土地・生産用具をもっていない。

富農、富裕中農や農村商人のもとに完全にもしくは主として労働力を売ることを余儀なくされている。

雇農のなかにさらに土地、農用具をまったくもっていない非農家とごく小部分ながらもっている農家とにわかれるが、貧農とはあきらかに日常要求、生活内容で差をもっており、左に一例をもつてしめす。

雇農―片岡順一氏。大阪で土工に従事していたが終戦直前堺村、それから屑鉄拾い、土工（部落の親方山田九郎氏のもとで土建業者安村二郎氏の請負仕事につかわれた）に、昨年に入つてからは農村商人―青果業者にやとわれ午勞掘りに出ているが、これは午前三時起きの子労働で一日四俵掘るのがやつと一五〇〇円程度の日当にしかならない。これが主な生活源となっている。終戦直後河川敷に入耕し二反程度を開墾したが、肥料が買えないのもつぱら甘藷をつくり、これできびしい冬の主食をさへえる。土地要求が貧農とひとしく強いが、現実には貧農よりも生活が苛酷で今日、明日の仕事の方がより要求されており、したがって「職よこせ」要求こそ当面火急のものである。現在最大の負担は子供の教育費で、子供を馬鹿にする教育の費用がこんなに高いとは、と憤慨の面持ちであつたが、彼は組合の精力的な働き手でけわしい生活にも明日の解放を信じて頑張つているという。このように雇農の生活は貧農のそれよりさらに惨めで、とくに冬は腹を空かし南向きの小部屋で一家揃つて寝ることさえあり、そんなとき雇農は貧農さえもうらやましくなる、といつてゐる。

7 貧民 とは労働者・農民以外で、自分の労働によつて生活しているすべてのもの、あるいは大部分を自分の

労働によつて生活しているか、または少数の生産資材をもつて自から経営して生活費を取得しているもの、一言に

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

阿波(旧藍作)畑作地帯人口の存在形態(市原)

六六

していえば、変動して固定の職業がなくその生活まづしく収入がつねに支出をまかないえない複雑な層すべてを指していうのである。^(註)

(註) 前掲中研書、一〇二頁。さらに「説明」として「労働者農民以外で独立生産者、自由職業者、行商人、店員を雇わない小資本の商人、およびその他あらゆる勤労分子で、固定的な職業をもちえず、その生活の苦しいものは、すべて貧民の範囲のなかに入れられる」とある(前掲、一〇二―三頁)。

貧民は右に述べたようにその層はきわめて雑多で安定しなかつたたく生産過程から脱落した被救恤者まで含むが、左に二例をあげる。

貧民―元木ヨウ氏。八一才の老婆で娘二人は嫁ぎ一人息子は戦死し十三才の孫と二人暮し、月一、一〇〇円の生活保護金が唯一の収入で畑七畝ほどから麦、甘藷を少しとるが、自家消費にも足りない。

同 ―佐藤延榮氏。彼等夫婦と九〇才にちかい母親と小学生二人の五人家族で、三畝の屋敷のなかで野菜を猫の額ほどつくっているだけ。主人は九、十月のお祭時分には露店をだし、夏はアイス・キャンデーを売つて歩く。奥さんは五月から十月時分まで行商にかけ主人の稼ぎを助けるが、主人と二人でこのような商売稼ぎが一万九千円、十月から四月までの冬場には主人が土方仕事にて一万三千円を稼ぎこれでのいだ。五月には夫婦で麦刈以事や田植えにやとわれほゞ一万五千円。合計四万七千円ほどの収入であるが、支出が六万八千円も要るから、差引二万二千元ほどの赤字となる。いまの夫婦の最大の願いは、定職をもらい定収入をえて生活の安定をはかることで、こゝに貧民の特性からでた要求をみるわけである。

8 賃労働者 とは雇農と同じく、一般的に土地・生産用具をまつたくもしくはほとんどもつていず、完全にも

しくは主として労働力を売ることを余儀なくされている。しかし、雇農が富農・富裕中農や農村商人によつて農業または農業的企業に日傭い・季節傭い・常傭いという形で雇傭されるのにたいし、賃労働者は都市や村内外の農業以外の・または農業と分離した産業や公企業に労働力を販売し俸給もしくは賃賃収入をうるものである。農村に居住しているにすぎない、まづたく土地・生産用具をもたない純粹の賃労働者はいうまでもないが、部分的にせよ土

地・生産用具をもつ・いわゆる「第二種兼業農家」のばあいでも、各種企業・産業の賃労働を主とし農業を従とするかぎり（農業が自然―生活農業の意味しかもたない）、これまた「第一種兼業農家」と異なりまづたく「賃労働者」の範疇にぞくする。ただこのばあい、職員・事務員と肉体的労働者とは若干階級的性格の差異がみられるので、いま両者をわかかつて事例をしめそう。

（註）農林省の『農家経済調査』には「俸給労働収入」の項目がある。この「俸給」といつているのは、職員勤務者のうる収入のことで「労賃」といつているのが、肉体労働者のうる賃銀のことである。従来第二種兼業の肉体労働者は多く半プロ―貧農層から出で、職員、事務員は自作農や中農以上の農家から出でいたが、こゝに両者の階級的差異がみられた。たとえば農村の鉄道従業員についていうなら駅夫、火夫、線路工夫などには貧農出身者が多く、車掌などには大抵中農以上の農家から出でいた、というふうにしたがつて職員、事務員タイプの賃労働者の兼業農業は規模大きく、肉体労働者の兼業農業は概して小規模で貧、雇農に類する、とみられる。

賃労働者（職員、事務員型）―黒橋峯太郎氏。戦前の小作人組合創立当時の組合長で現村会議員（前土木委員長、現監査委員）高校P・T・A会長。農業経営は田一四反三畝、畑一一反八畝であるが、そのうちいまも田一二反九畝、畑一七畝が小作地で、改革によつて解放をうけた土地はない。田畑の仕事は主人夫婦が主に従事するが（役畜なく、原動機、動力作業機一台ずつ所有）、しかも峯太郎氏の場合ですら屋根葺き仕事に出る方が多い位で（年間七〇日）、大半は役職仕事に時間をとられる。ところが手間は日傭や早乙女を延五日（三食付日当七〇〇円）でやとう程度。もはや農業は従で「第二種兼業農家」であり、「俸給、賃銀収入」の比重―生活源泉としての―が大きく、長男夫婦は平和製紙の職員、長女は県庁の事務員、次女は幼稚園保母、三男は鍍金工場員である。主人は社会党々員で農地改革時の農民運動のリー

農業収入……ナシ	
屋根葺き収入…	35,000
俸給賃金収入…	456,000
遺家族手当……	5,000
収入計	496,000
田畑經營費……	46,300
(勞力費……)	2,100
全生計費……	219,000
公租公課……	19,200
支出計	284,500
収支計	+211,500円

阿波（旧蓬作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

六八

ダ一の一人であるが、反共色は徹底している。一言にしていえば農家離脱の傾向をもつ俸給生活者―小手工業者―中農といえよう。

賃労働者（肉体勞務者型）―明野幸則氏。主人は徳島市内の阿波製紙の原木粉砕の筋肉労働に従事、奥さんが一反六畝の自給農業をわずかに営む。主人は敗戦後復員して以来、衣料品ブローカー、かつぎ屋などをやつてきたが、二十五年三月阿波製紙に就職できたもので（村内から同製紙へ四名が通勤している）、実働労働時間は毎日十時間をこえ、週一回の交替休みの外は祭日、日曜もすべて出勤し、正月に三日、盆期に三日、節句に二日その他で年間計十日の休日しかえられない。しかも日給二二〇円で家族手当をあわせても月収一万円をやつとこえる程度。この会社には明野さんのような農村から通勤する勞務者が多く、労働組合さえ結成されていないで意識も低いが、本人は是非生活を守るため組合が欲しいといつている。農地改革に対しては「戦前地主は小作人を無慈悲にシボツタのだから当然だつた」と述べ、

農業収入……ナシ	
賃金収入……	120,000
収入計	120,000
田畑經營費……	3,000
雑生計費……	108,300
公租公課……	7,000
支出計	119,300
収支計	+700円

ては「戦前地主は小作人を無慈悲にシボツタのだから当然だつた」と述べ、河川敷問題にかんしては貧、雇農入耕者に同情的である。現在の要求としては何よりも物価の安定、働く権利を確立することを求めており、二十七年秋の炭鉱、電産労働者の争議には強い支持をあらわしている。だが、参議院選挙のときは工場長からの依頼で同製紙社長三木与吉郎氏（無所属改進黨系）に投票したという―要するに近代の労働者の意識には目覚めていないが本能的に眼をひらきつゝある、第二種農業―自家菜園農業をもつた肉体勞務者といえよう。

9 商工業者（自営業者）

とは、上は企業資本を投じて貧農や農村労働者をやとい農業的企業もしくはそれと

結合した工業的企業をいとなみそこからえられた企業利潤を収入の全部もしくは主要源泉とする農村企業家―蚕種製造業・土建請負業など―や、商業資本をもち貧農・雇農をやとつて農産物やその加工品の売買をおこないそこからえられた商業利潤を収入の全部もしくは主要な源泉とする農村商人―青果業・馬喰業者など―から、下は散髪屋・自転車屋やさらには大工・左官・屋根葺きなどいわゆる職人とよばれ自分の手工業労働を主要な生活源

泉としている小手工業者にいたるまでの広汎な商工業・手工業自営層をふくむ。

「政務院による若干の新しい決定」は「農村の階級をいかに分析するか」「土地改革において起つてゐる幾つかの決定」の二文獻で規定してある原則の外に次のような各項の決定を追加している。こゝで「相当多量な手工業用具と仕事場や原料等の資本をもち労働者や徒弟を雇つて手工業生産を行い、それを収入の全部もしくは主要な源泉としている」手工業資本家や、前述の日本では職人と呼ばれる「社会的地位は中農と似ている」小手工業者、さらに「資本をもつていないか、あるいはもつていてもごく小額の資本で商品の流通過程の労働に従事し、それを生活の全部あるいは主要源泉としている」小商人、さらに社会的地位は貧民に近い「場所を常に移動している行商人」があげられているが（前掲中研書一四一―一六頁）、これらはいずれも「商工業者」のなかに含まれる。このように富農や富裕中農にひとしい、もしくはそれ以上の社会的地位に相当する農村企業家、農村商人から中農の地位に相当する小手工業者、さらには貧農や貧民に近いような小商人や行商人にいたるまでの社会的地位―階級の地位を異にした諸階層をなせ一個同一な「商工業者」範疇のなかに投げこんだか、といへば、われわれが北井上村全体の階級区分に使用した基礎資料が既述したように県当局の行つた『農業調査』であつたからであり、この官庁統計からだけでは先に述べたような広汎な商工業層の科学的な階層決定が不可能だつたからである。

つぎにわれわれは、農村企業家―一、農村商人―二（富農もしくはそれ以上の地位に相当する）、商人―一（富裕中農に相当）、小手工業―一（中農に相当）、小商人―一（貧民に相当）の各事例を掲げておこう。

農村企業家―蚕種業者―山野常雄氏。彼は「半地主」的富農出身の蚕種製造業者で、県下の蚕種供給を片倉、筒井の両製糸と三等分している（表12参照）。彼は前村長でいまも村の農協の理事長で村の政治の実権をにぎつてゐるばかりでなく、県農協連の理事長、県会議員（保守系無所属クラブ公政会―県会の最大党一の会長だつた）として県政界を舞台に活躍している。農業についていえば、以前五町を所有していたが、いまは田四反一畝、桑園一町四反、畑三反、計二町歩と小作畑一反五畝と河川敷の畑ほど一町、計三町二反五畝を耕し、さらに乳牛五頭を飼つて有畜多角経営を営んでいるが、この農業経営は自家々族と蚕種労働者の食料を自給し、蚕種販売のとき養蚕農家から飼育を委託される稚蚕の桑葉を自給することを目的としてゐる。蚕種製造は村内農家約六〇戸、村外農家約一一〇戸に原料繭を委託生産させ、これから蚕種をつくるわけであるが、こ

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

[表12] 県下業者別蚕種受渡数量 (27年県調査)

業者別	春秋蚕種受渡総量	百分比
山野	101,745g	21.3%
片倉工業	135,637g	28.4%
筒井製糸	139,902g	29.4%

伊川氏年間收支

農業収入	67,000
仲買業	<ul style="list-style-type: none"> 午 蒔.....2100,000 割 干.....2000,000
収入計	4167,000
田畑経営費	96,000
(勞力費)	24,000
全生計費	185,000
公租公課	57,000
仲買業出費	<ul style="list-style-type: none"> 午蒔勞力費.....70,000 同 買付費.....2000,000 大根勞力費..... 200,000 同 買付費.....1500,000 包裝運送費.....60,000 その他..... 100,000
支出計	4268,000
收支計	-101,000円

の部門の労働者の一部が農耕にも流用される。稚蚕委託農家は中農層以上が多く、彼の政治力を扶植するのに役立っている。一方雇傭労働者は山間地帯寒村の貧、雇農から排泄された子女が多く、農耕の常傭五人、日給一〇〇円内外、住込。蚕種労働者についていえば事務職員は八人いて月給五〇〇円内外、四月〜七月の間のみ勤務するもの三五名、この一年間に定期か臨急かを問わず働きにきたもの計四九人に達するが、これら肉體労働者の大半は子女で寄宿舎にとまり日当は一〇〇円内外である。この際注目されるのは、右労働者のうちわずか四名だけが村内出身であり、さらに全労働者の出入が激しいが、これは苛酷な労働条件と低賃金にもとづく。約言すると彼は「半地主」出身の富農兼地方産業ブルジョアであり、こゝから彼の県政界活動における複雑な向背が規定づけられてくる。

農村商人―青果業者―伊川一幸氏。彼は戦前父の時代から一町二反の自作農で、現在水田七反、畑五反を耕作しているが(役牛一、動力作業機二、所有)これは彼全体の経営からみると副業である。主業は青果商人で、吉野川南岸一帯に布置する五十人の資本家的青果業者の五指のなかに入る位大規模な仲買を営み、事実彼は県の仲買人組合の副組合長をしている。彼は直接または間接―ブローカーを通じて―に午蒔や大根を床買いし、これを阪神の市場に売り出すのであるが、その場合(延二〇〇日ほど、日給一〇〇円)二、三人の出入りの者を季節傭いし、彼らを使つて掘子をあつめて(延七〇〇日ほど、日給一〇〇円程度)掘らし、午蒔はそのまま積出し大根はさらに切干しにして積出す(延二、〇〇〇日、日当一〇〇円)。これら青果業者は村内貧、雇農の労働力の最大の需要者であつて、こゝに基盤を置いて父倉一氏は村会議員を歴任している。家計收支をしめす

と右のごとくであるが、一幸氏は午夢の一时的値下りのため今年は大きな欠損をまねいた、といつてゐる。

農村商人―**家畜商**―**梶原吉三郎氏**。農地改革で一反三畝の解放をうけ交換分合で一反二畝をまし、いま五反六畝を耕作して、野菜から一万円、藍作で七万二千円、乳牛二頭から十一万五千円の現金収入をあげている。既述したように野菜景気が去りかけた頃から、本村では富農、富裕中農を中心に酪農業が目覚しく發展したわけであるが、その際、乳牛の仲介でもつとも儲けた新興商人であるといわれ、隣村や京阪神との頻繁な貸借関係は彼の取引圏の広さと資本力とをしめしている。五分の手数料―これで一万円をこえるという―のほかに、牛小作や牛代金の高利貸付といった前期資本的収取からも相当な収入をあげていることが予想され、彼がわたくしたちに教えた收支決算赤字三四三、九〇〇円という数字は容易に信憑できない。

商人―**富裕中農型配給**、**小賣商**―**東六郎氏**。現在水田三反二畝、畑一反六畝を耕作しているが役畜、動力機などまつたくもたず、生活源泉は主に米穀配給、薪炭、味噌、醤油など日用品の小売収入におかれています。終戦後社会党支部の結成に活躍、日農支部の主要メンバーともなり、五十人近くの村民を農民組合に加入させた位に精力的であつたが、社会党の両派分裂に失望し脱党しているそうである。米価問題を通じてアメリカ食糧の輸入問題や森永、片倉独占資本の收奪に対し相当適確な批判をくわえた。

小手工業者中農型―**職人理髪店**―**米田和之善氏**。戦前から三代続いた理髪店で戦後三畝ほどの自作地も売却、完全に脱農化しきつており、土地要求はない。社会党の支持者で中小企業に對する政府の政策に対し批判を集中した。

小商人―**貧民型小商人**（**家畜商**）―**岩野佐市氏**。元來は家畜商人であつたが、最近の酪農景気に便乗して業者が増し―**梶原氏**はじめ現在村内で十五人を数える―しかも酪農組合がこれら業者の中間搾取を排除するため乳牛導入に動いているのでますます生存が苦しくなり、今は小

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

東氏年間收支	
農業収入	1,800
小売収入	326,000
貸付地小作料収入	780
豚売却費用	14,000
収入計	338,780
田畑經營費	29,300
（勞力費	4,600）
全生計費	70,200
公租公課	21,930
豚飼料代	9,180
支出計	130,610
收支計	+208,170円

米田氏年間收支	
理髪業収入	170,000
全生計費	82,800
公租公課	2,270
理髪道具代	6,000
收支計	+91,070

阿波(旧藍作)畑作地帯人口の存在形態(市原)

商人として細々とくらしをたてゝいる。岩野氏が所有する競走馬から得られる月収七、〇〇〇円ばかりと次女が山野氏の所から四月〜十月の間働いて、もらつてかえる労賃収入七、〇〇〇円が主要な収入源となつてゐる。河川敷に二反程入耕しており、「耕作人組合」の組合長になつてゐるが、俵客氣質に災いされて政治意識は低い。「河川敷」事件を契機に彼が耕作人組合長にえらばれた経緯は省略。次女が山野氏の蚕種業に働らいてもらう日当がわずか九〇円なので、この点に強い反撥を感じてゐる。

〔B〕 經濟的矛盾—階級對立。

われわれの調査時点において、北井上村の世帯総数は七八三戸のうち農家—五畝以上の経営農家—は五二二戸(六六%)、非農家は二六一戸(三四%)であつた。まづ前述の階級区分の基準にしたがつて全農家—非農家については後述—の階級構成をしめすと次のごとくなる—「表13」。商工業・手工業を主業とする「商工業」はいまは措くとして、北井上村五二二戸の農家の内部的な對立—矛盾を檢討することにする。

〔表13〕 農家の階級構成表

階	層	農家戸数	百分比
富	農	10戸	2.1%
富裕	中農	64〃	12.4〃
中	農	193〃	36.9〃
貧	農	138〃	26.4〃
雇	農	40〃	7.7〃
賃	労働者	43〃	8.2〃
商	工業者	33〃	6.3〃
計		520戸	100.0%

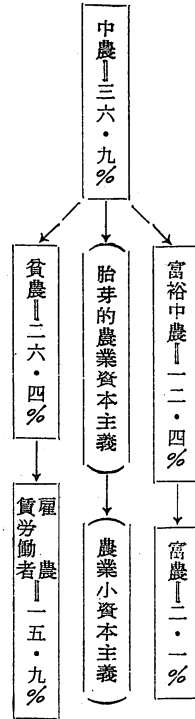
〔1〕 富農・富裕中農と貧農・雇農の對立—矛盾。

年雇や季節雇をもたず家族が働きにでる必要もなく家族労働だけで経営している「中農」(一般中農)が三七%(大体%)、これに「富裕中農」の一・二・四%をふくめると全農家の半ばにたつする。だが「富裕中農」はすでに述べたように軽微ながらも他人労働を收取しており、いはんや「富農」になると、主として雇傭労働を收取

岩野氏年間收支

農業収入	ナシ
競馬収入	80,000
蚕種賃収入	7,000
収入計	87,000
田畑経営費	250
全生計費	84,300
公租公課	1,700
支出計	86,250
收支計	+750円

しているのであるが、農業労働者にもつばら依存してこれら「富農」は二・一%を占める。これらの収取の対象になる「貧農」は全農家の4%を凌ぎ、「雇農」と「賃労働者」とが合して全体の一六%、これら労働力を販売せざるをえない農家を合すると実に全農家の四三・三%にたつのである。近代、な農民階級分解（近時しきりにいわれる「封建的階級分解」と対称した意味での）にもとづく、雇傭労働の収奪関係を基本とするこれらの対立分化を



示すれば右のごとくなる。

このような胎芽的農業資本主義→農業小資本主義への農民分解は、同時に生産用具なかんづく耕地の分化→独占をともなつており、この物的基礎のうえで右の階級対立がなりたつていのである。各階級農家全体の土地・家畜・機具の所有を各階級農家戸数で割つて、階級別の平均的な生産用具所有状況をしめすと右の事情があきらかなる（表14）。

富裕中農は牛馬二頭——こゝでも乳牛は役畜の二倍になり乳牛が役畜の代用をしている——と動力機二台で一町五反を耕す。畜農の耕地は富裕中農より三反しか多くないが、牛馬は二頭、しかも乳牛で役畜の代用することもなく、また動力機を二・七台もち、原動機でも中農や富裕中農のように「共有」に依存することもなくなつてい

〔表14〕 農家一戸当り平均生産用具所有状況

農用地面積	作付面積			役畜(牛馬)数	乳牛数	原動機台数	動力機台数	人力作業機台数
	米	蔬菜	桑園					
富農	一町七反九畝	一町四反九畝	六反〇畝	三反四畝	一・〇頭	〇・九頭	一・四台	一・四台
富裕中農	一町四反九畝	一町二反一畝	三反五畝	二反〇畝	〇・七頭	一・三頭	〇・九台	一・〇台
中農	八反五畝	七反四畝	一反六畝	七畝	〇・五頭	〇・九頭	〇・四台	一・二台
貧農	三反一畝	四反〇畝	六畝	一畝	〇・二頭	〇・三頭	〇・一	〇・五台
雇農・賃労働者	二反〇畝	二反四畝	三畝					〇・二台

備考

一、原動機、作業機台数は「個人所有」のもので「共有」は含まない。

二、この統計は全体としての階級農家の規模をしめすが、さらに①「作付面積」と「乳牛数」は商業的農業の発展深度をしめし、②「役畜数」と「原動機台数」「作業機台数」の三項目は通俗的意味での「資本」投下をしめしている。

富農になつてはじめて乳牛と役畜とが機能的に分化し、農機具の面でも部落的な「共有」から解放されている。貧農はわずかに二反三畝を耕し牛馬も〇・五頭、動力機〇・九台となつており、まったく不完全な生産用具の所有状況であるが、これが雇農になると牛馬、動力機さらには人力機さえ皆無にちかく、耕作人組合のある雇農が「俺たち(貧農と雇農)は貧乏人同志だから助け合ひはする、しかし生で仿らくものには物をつくるよるこびはなく今日明日の職が問題でときに貧農がうらやましい」と語つてくれたが、これは貧農と雇農の階級的異同をさししめしている。

近代的階級分解にもとづく富農・富裕中農と貧農・雇農の階級対立の物的基礎は右に述べたごとくであるが、旧

来の地主と小作の収取に對立は改革後の今日一掃されてしまつたのか。けつしてさうでないことは、耕地全体についてみると小作地はわずか五%に減つてゐるけれど、貧・雇農などの土地は一〇%ちかくが小作地である、という事

[表15] 小作地階層別面積表

	計	自作地	小作地
富農	一七八反	一七七反	一反
富裕中農	九五三反	九四九反	四反
中農	一、六五〇反	一、五四六反	一〇四反
貧雇農労働者	五四六反	四九〇反	五六反
その他計	三、三九七反	三、二三二反	一六五反

情でもわかる。だがこの一〇%の小作地ですら「剰余価値の一般的かつ支配的形態」たる封建的地代收取を保證するものでないことは既に述べたとおりであり、小作問題はいまやほとんど影をひそめてしまつた、といつてよい。以上述べたことの要約として、農家各階層が土地・生産用具全体にたいしてもつ持分%をしめすことにする(表16)。

[表16] 各階層土地・生産用具持分表

	その他計	雇農労働者	貧農	中農	富裕中農	富農
戸數	二二	二六	三七	一一	二二	二二
農用地面積	一	一八	四八	二八	五	五
家畜數	五	一五	五一	二六	三	三
動力機台數	一	六	五〇	三六	八	八
米麥作付面積	六	一七	四八	二四	五	五
蔬菜作付面積	二	一一	四六	三二	九	九
桑園面積	三	四	四八	三四	一	一

阿波(旧藍作)畑作地帯人口の存在形態(市原)

阿波(旧藍作)畑作地帯人口の存在形態(市原)

七六

次に各農家階層別に、米麦作付面積を一〇〇とし蔬菜と桑園の作付面積比をこれを基準として数字であらわすと「表17」のごとくなる。

【表17】階層別作付面積比(商業化表)

	米 麦	蔬 菜	桑 園
富 農	一〇〇	四一	二三
富裕中農	一〇〇	二八	一六
中 農	一〇〇	二一	九
貧 農	一〇〇	一五	三
雇農労働者	一〇〇	一三	一

米麦作は自給率がたかいが、蔬菜や桑園は商業作物であり、ただ蔬菜は貧・雇農にとつて自給作物となるが、桑園は繭が完全に商品化されているからもつぱら商品作物といえる。表よりあきらかなように、蔬菜と桑園とは中農で米麦作付面積の $\frac{1}{2}$ と $\frac{1}{3}$ 、富裕中農で $\frac{1}{2}$ と $\frac{1}{3}$ が作付されている。富農の商業作物比率は中農の二倍またはそれをこしており、商業化はいちぢるしくすすんでいる。これにたいし貧農と雇農・賃労働者の蔬菜作付比はそれぞれ一五と一三という割合で、三畝から六畝のこれら蔬菜畑は自家消費のためであり、富農や富裕中農が売るのは蔬菜や養蚕であるのに、貧農・雇農が売らなければならないのは自らの労働力である。

右に述べたような土地・生産用具をめぐる、したがつて労働力雇傭をめぐる富農・富裕中農と貧農・雇農の階級対立矛盾は、二十五年を境にして襲つた農業不況からの脱出策をめぐる対立——この対立の性格については右に

述べた農業商品化をめぐる矛盾をみよ——となつて尖鋭化し、ついに「河川敷問題」となつて爆発した。この「河川敷問題」の性格とこれが契機となつて耕作人組合が結成される経緯については紙数の制約上經濟評論一九五四年一月号所載の拙稿を参照していただくとして、こゝでは省略する。

〔2〕 外部資本主義と全農民の對立——矛盾。

わたくしは主として農家に限定し村落内部の對立——矛盾をみてきたのであるが、その社会的地位が富農や富裕中農に準ずるものとして蚕種業・土建請負業者や青果業者などの農村企業家・農村商人があり、貧農・雇農に準ずるものとして貧民があり、これらは農民の資本主義的分解の深まりに應じてもたらされた「脱農民化」現象の一ステップである。この分解のゆきつくところ、北井上村には農家五二一戸のほかには非農家が二六一戸もあるから、これらをつくめた村内全世帯の構成をみてみよう。——〔表18〕

〔表18〕 村内全戸階級別戸数表

富	農	一〇	(一・四	%	賃労働者	農	家	四三	(五・五	%
富裕	中農	六四	(八・三		非農家	非農家	四六	(五・八		
中	農	一九三	(二四・五		農	家	三三	(四・五		
貧	農	一三八	(一七・六		非農家	非農家	八〇	(一〇・四		
雇農	農	四〇	(五・一		貧民	計	五四	(六・九		
非農家	非農家	八一	(一〇・四		計	計	七八三	(一〇〇・〇	%	

全戸の三四%という高率を占める非農家二六一戸の内訳は、雇農八一戸、賃労働者四六戸、商工業者八〇戸、貧民五四戸からなり、北井上村が階級分化をいかにおしよめているかを端的にしめす。賃労働者四六戸のうち公務

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

七八

員一二戸、会社・鉄道勤務三四戸、商工業者八〇戸のうち小生産者六戸、手工業者一四戸、小商人三五戸、サービ
ス業者一五戸、自由職業九戸、土建業者一戸となつてゐる。

農業外の公企業や産業に働きに出てゐた賃銀を生活源泉の主要なものとする「賃労働者」八九戸のほか、世帯
主が兼業で賃労働に出たり家族が専業または兼業の形で賃労働に出たりする——しかも賃銀収入が生活源泉の主要
なものではないから「賃労働者」範疇にはぞくさない——ものまでふくめると、驚く程の割合にたつする。いまさ
きの『農業実態調査』を資料として農家五二一戸のうち、「賃労働者」を除き自家農業に従事しながら農業外で賃
銀をうけとつてゐる階層別農家を表示すれば、「表19」のごとくなる。

〔表19〕

階層別農家の賃労働放出状況

農 家 数 (A)	賃労働を農家に 出している農家数		計 (B ₁ +B ₂)	いる農家の割合 賃労働を出して (B/A)	
	兼業者のみ(B ₁)	専業者(B ₂)			
富農	10	0	2	2.00%	
富裕中農	64	3	18	32.8	
中農	193	14	54	35.3	
貧農	138	32	41	53.0	
雇農	40	23	8	31	
商工業者	33	23	10	33	
計	477	73	136	236	49.5

専業か兼業かを問はず家族のなかから労働力を農業生産外に放出している農家は全農家の半ばにたつするのであ
り、全村七八二戸のうちこの種の世帯は三二五戸をこえることがわかる（非農家雇農や非農家商工業者が放出する労働

力は計算に入っていないから)。ところで階層別放出労働力の大体の傾向としては既述したように、中農を境にしてそれから上層は事務職員・教員などが多く、それから下は村内外の中小企業——蚕種製造業や土木請負や製糸業など——に仿らく肉体労働者が多い。しかも現実には公企業——県庁や学校にはとかく近代の組合組織があり、村内外の中小企業には組合さえないのであり、こゝに中農開明化の一因がひそむ。だが労働力放出——賃労働の全貌に関しその矛盾と対立を追求することは複雑かつ困難であり、われわれの調査も個別的な聴き取りの域を脱しえなかつたのでこゝでは措いておく(具体例については「階級構成」のところで述べた)。

X

X

X

右に述べた労働力の放出——賃労働としての——状況は村内農民の資本主義的階級分化よりもむしろ村落外資本主義のめざましい侵入をものがたつていたのであり、たんに「近郊村」として片附けることのできない北井上村の歴史的環境——藍作衰頹以後の——の特異性をしめすものであつた。ところで外部資本主義が村落ないし農民をとらえるばあい、右に述べたような放出労働力を賃労働形態でつかまえることのほかに、独占資本が流通過程を基本的に直接生産者たる農民を支配している、という形に眼をそそがなくてはいけぬ、——いなむしろ北井上村のばあい森永・片倉等独占資本の農民支配形態こそもつとも重点を置かなければならない。けだし養蚕・酪農業は北井上村農民の階級分化にもつともいぢぢるしい影響をあたえてきたし現にあたえているから。^(註)

(註) 外部資本主義とくに独占資本の農民支配形態は、国家機関や農政機関を通じて供出、税金、シエールなどで収奪する場合と、以下に述べるような森永、片倉などの独占資本が個別直接的に特約制度などの支配網を通じ農民を収奪する場合があるが、われわれは前者を省略し後者に焦点を置き集約して述べたい。なおこゝで、農地改革が独占資本の農民支配に及ぼした意義について一言すれば、それは現物高率小作料を一掃し小作地の半以上を解放することによって農民支配——収奪を完全に

阿部(旧藍作) 畑作地帯人口の存在形態(市原)

八〇

総独占資本にゆずりわたしたのである。改革以前にあつては、高度の独占資本が成熟しつゝも半封建的地主制が絶対主義にバックアップされて蔽存し、その限り独占資本の農村支配も寄生地主制と抵触しないように間接、迂回的たらざるを得なかつた。個別的な独占資本は寄生地主の中心的利害と抵触しない主穀——ことに米以外の商業農産物——蚕繭、牛乳、鶏卵などを通じてしか農民支配をなしえなかつた。(絶対主義政府が一連の米穀法を通じかに地主を擁護したか、米価引上策をとつたかを見よ)。戦後絶対主義の解体と農地改革を契機として地主制がくずれ、地主のための米価引上策が、独占資本の低賃金政策本位の低米価政策に席をゆずつた。こゝに従来の米作偏重化から北井上農民が離脱して商業畑作——野菜ブーム時代を現出したことについては既述した。この過程は同時に総独占資本の利益を代表する政府の農産物価政策や税金政策、国家的価格統制の強化を意味したのであり、さらにそれに従属する森永、片倉など二、三流の個別独占資本の高率現物小作料——寄生的地主の排除にともなう、特約形式等による農民の組織化、收奪強化を意味したのであつた。以下後者に視角を限定して述べるわけである。

森永・片倉は、独占資本主義の矛盾のより激化した戦後の段階にふさわしく酪農・養蚕農民を特約組合に組織化し農業協同組合を通じて蚕種・肥料・飼料等を前貸しして同時に牛乳と蚕とを買付け系統的に利用しているわけであるが、まづ牛乳買付をめぐる森永と酪農農家との対立からみてみよう。

今日この村の酪農農家の搾乳販売による年間収入は、一、五〇〇万円にたつし農民所得の最大の源泉となつているが、本村の主業藍作の衰退にともなう農家経済のためなおしのため乳牛が導入されたのはふるく昭和三年のことだつた。昭和九年になると、共同国産練乳会社(註)が名西郡高原に生れ販路も確保され酪農も伸びはじめたが、本村酪農業が本格的に確立したのは敗戦後のことであつて、地方紙が、「昭和廿三年の野菜ブームで太つた北井上村では吉野川沿いの農家が淡路地方からどんどん乳牛を導入して五ヶ年間で約六百頭にふやし県下酪農界の主導権を握つた」とつた(15)ているように、二十八年度九月現在で一日の総搾乳量八石をこえ県下全搾乳量の一割を凌いでいる。

(註) 共同国産煉乳は大日本製乳協会がネスル資本—ネスル社は一八六〇年の創設になり本社をスイスにおく一大煉乳トラストである—の淡路島侵入に対抗し、森永と明治を中心に淡路および徳島に共同出資で設立したもの(栗原藤七郎「独占資本と農民問題」一三五頁以下)。昭和十三年に淡路を明治が徳島を森永が経営分割し、以後徳島の酪農業は森永の独占支配下におかれたのである。

(15) 徳島新聞、二十八年十二月二日号。

わが国酪農業発展の歴史は、明治、森永、北海道酪農の三独占資本を中心とする製酪資本の酪農民收奪の歴史ともいえるが、現在まで森永独占資本は特約制度——牛乳生産者にたいする増産奨励金、割増手当金の交付、乳牛々飼料購入資金の貸付などによる——の桎によつて、牛乳の格付・脂肪率・酸度にわたつて生産者の発言力を殺し買叩いてきたのである。すなわち、いま、森永は脂肪率三・二%を要求し一升四五円で買叩いているが、森永の独占支配にたいする農民の反撥は強い。この不満を廿六年度県知事選挙に立候補した自由党阿部氏(現知事)は利用し、選挙の公約として、ネスルを県内に導入し森永の不当に安い搾乳買上価格を打破し直接生産者に有利にする、と提案した。乳価の値上りを期待した酪農農民は森永にたいする不満を自由党候補支持の一票一票に代えて投じた。この知事選挙に自由党候補の勝ちえた得票がその前後の衆・参両議院の選挙戦のそれよりはるかに多いのは、右の事情をしめす(表20)。

県下酪農々民の支持をあわせて自由党県政は首尾よく登場し、ネスルは導入され森永の独占はやぶれ牛乳買上価格は幾分か高められた。しかし資本の自由競争と独占とは真の敵対物ではない、やがて森永とネスルは約定して地盤協定をおこない地方紙のいう「牛乳ブーム」は去つたのであつて、「牛乳は二十八年暮から上る一方で不景気知らずだつたが、一日(二十九年五月一日)註)、突然県内産出乳量の八割を集荷している森永、ネスルの両乳製

〔表20〕 北井上村党派別得票比率（参は参議院、衆は衆議院選挙）

	25年参(地方区)		26年知事		27年衆		28年衆	
	得票率	候補者	得票率	候補者	得票率	候補者	得票率	候補者
改進党	19.4	1	20.3	1	37.1	4	51.8	3
自由〃	49.0	1	62.3	1	37.9	4	31.9	3
社会〃	20.1	1	17.4	1	7.0	1	13.9	2
共産〃	1.6	1	—	—	1.5	1	—	—
諸派	9.5	1	—	—	1.5	1	—	—
無所属	0.4	1	—	—	15.0	2	2.4	3

阿波(旧藍作) 畑作地帯人口の存在形態(市原)

八二

品メーカーが一升六五円から五八円に買入価格を引下げた。最近になつて乳製品業者は製品の売行き不振から経営も思わしくなく四月から値下げしたので、県下でもこれになつたもの。一升七円の値下げから勘定すれば一頭で一ヶ月千三百五十円の収入減となり酪農家には痛手となる。」と報じている。自由党県政に裏切られた村民は、阿部知事が牛耳るネッスル系の「県酪農組合連合会」から脱退し、買入価格の高い市乳業者と結んでさかんに抜売りをおこない森永の特約制度にも抵抗をおこなつている。(註三)

(註) 森永、ネッスル両工場の総需要量は一日乳量百五十石、現在は森永が六十五石、ネッスルが二十石を集めている。

(註二) 脱退後の経緯については徳島新聞から拾うと、——「『県酪農協同組合連合会』の下に単位酪農組合を一本化しよう」と県では八月九日、現在の同連合会と設立認可申請中の『県第一酪農協同組合』(森永系でネッスルとの対立を反映している——筆者)のいづれにも加入していない北井上村酪農組合の意向を打診するため岩立県農政課長らが出張、組合側と協議したが、組合員の間では反対意見がよよく保留となつた。同村産の牛乳は森永工場へ送つていので、いま県へ法人として認可申請中の『県第一酪農協同組合』(四ブロックの六組合が加入している強力な民間団体)に加入するのが建前だが、一部幹部のやり方が不満だといつたので加入しておらず、

現在どちらの連合会にも属していない。組合員の間では県の天下りの話合いに反対の意見がよく、県酪農協連は実績が上らないのに加入しても負担が重過ぎるし酪農發展を阻害する、と態度を保留した」(徳島新聞、二十八年八月十日号)。

(註三) 特約外への抜売りは、昨年来激しくなつたが、これは市乳が脂肪率や品質を押しつけず、森永より十円たかく一升五円で買入れるためで、しかも抜売りのため課税の対象にならない。本年に例をとるともつとも需要の多い夏期には、市乳は一日平均二石を抜買ひし、森永はそのためそれまで一日八石平均集めたものが六石に減少した。市乳と酪農との提携によるこのような抵抗に対し、農協をにぎる畜農ボスは森永救済のため次のような妥協案を森永に提出している、——①本村の牛乳は農協が責任をもつて全部一括森永に売却するから、その一部を市乳に売却しその差額を農協に還付せよ。②買上価格を夏期だけ五五円にあげ市乳との差をなくし適正にせよ。

X X X

次にわれわれは酪農業について本村商業的農業の中心を占める養蚕業をめぐつての片倉と養蚕農家との対立矛盾をみてみよう。

戦前・戦時中における本村養蚕業転廢の歴史については既にあらまし触れたとおりであるが、敗戦後は「金もたまり損もいとはない精農」つまり農民型の富農や富裕中農を中心に復興がはかられ、現在では朝鮮動乱による生糸ブームの影響もあつて、收購総量四千貫総収入五百万円(年間)に達している。

二十三年に統制が撤廢されて後の製糸独占資本、片倉、郡是等は自由競争經濟を利し中小資本にたいする制覇、養蚕農家の繭価買叩き、特約組織による養蚕農民の隸屬化のコースを強行していつたが、本県でも片倉は土着の筒井、日東製糸と地盤協定をむすび特約の原料繭地盤をもとめて狂奔、北井上は片倉の特約の鎖につながれ、養蚕農民はその製糸独占利潤の確保に奉仕せしめられている。すなわち片倉は養蚕農家に技術員を派遣し肥料を前貸しし(註一)特約の鎖につなぎつつ、今年の春繭のごときは座繰業者の抜買価格買二一〇〇円よりも安い買二〇〇〇円の買上価

阿波(旧藍作)畑作地帯人口の存在形態(市原)

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

八四

格で買叩いたのであるが、これは出荷と同時に一〇〇〇円が前払いされ、残余は横浜の生糸相場から製糸独占利潤をタツプリみこんだ製糸加工費を控除し、逆に原繭代がシワ寄せされて決定されたさいに支払われるという仕組だからである。座繰業者への抜売りは、[1]片倉の買上価格より高く直金ではいる（片倉は総決済がおくれる）、[2]品質規格を要求せず税の対象にはいらない、という長所のために養蚕農家により積極的に採用されはじめ、二十八年の春繭のごときは、收購量全体のじつに四割が抜売されて片倉を驚かせたのであり、二十八年秋繭は買上価格が買二〇〇〇円を割るなら絶対に片倉に売らないと農民はかたつていた。

（註）技術員の派遣が、繭の生産行程を生糸の生産行程に従属せしめるのが目的であるあとはいうまでもないが、農民の技術員に対する不満は大きく、たとえば駐在技術員が、農家の養蚕災害保険費を使いこんで二十八年春の災害のときには保険が出なかつたという。

（註二）肥料の前貸しは片倉は農協を通じて行い、繭が出荷されると前払い金から前貸し肥料代を差引いて農民に払う。片倉の肥料は高いとの不満は強いのであつて、魅力は農民が掛買いできるといふ利点にのみあるのである。

製糸独占資本は統制経済撤廃を利して、自由経済の特約制度による養蚕農民の隷属化と買叩きを強行してきたのであるが、いまや、北井上その他各地養蚕農民の抵抗が特約外への繭の抜売という形で激しくなるとこの壁をうち破るため、自由党幹事長・片倉工業取締役福永健司氏をして第十六特別議会にいわゆる「専属利用契約」制度を確立する法案を上提せしめた。これは養蚕農民の特約外抜売りを禁止し、単位養蚕農協を製糸会社と団体契約をむすばせようという狙いで、製糸独占資本のエーゼントたる「全国養蚕農業協同組合連合會」、自由党知事の影響下にある「徳島県養蚕農協連」はこの反農民的立法に支持を惜しなかつた。自らの経営する蚕種製造業を通じ、製糸独占資本と対立し矛盾を深めている山野常雄氏は、この立法は養蚕家を殺すものだとし、「全国販売農協」を先頭

〔表21〕 階層別養蚕、乳牛飼育状況（28年2月末現在）

	総農 家数	養 蚕			酪 農	
		戸数	桑園積 面積	掃立 総量	戸数	飼育 頭数
富農	10	4	34.6 ^反	297 ^g	4	10
富裕中農	64	41	129.7	2265	49	90
中農	193	60	141.7	1962	110	172
貧農	138	6	12.5	190	31	33
雇農	40	0	—	—	1	1
賃労働者	43	0	—	—	2	2
商工業者	33	0	—	—	8	10
計	521	111	318.5	4714	205	318

に押したて、反対運動をおこない、首尾よく葬りさることができた、と自らかたつている。ここに本村の養蚕・酪農業の核心部分（註）を占める中農や富裕中農、さらには富農・貧農をもあわせた農民の独占資本家的収奪に対抗する思想と行動とを反映した土着民族資本の動向をみる事ができよう。

〔註〕養蚕農家および酪農々家がいかなる階層に属するかは「表21」をみられたい。貧農は部分的に蚕をかい、乳を売ることをしめしており、雇農との質的ながい目がかかる。

〔C〕 小 括

大正年代における近代的自作争議確立の段階から戦後の土地改革のときまで、農民のたたかいは主として小作料の軽減、耕作権の確立を当面の目標とした、半封建地主にたいするたたかひであつたといえよう。ここでは、もつとも基本的な生産手段である耕地はもちろん、役畜・水利・採草放牧地・肥料農道にいたるまで、すべて「剰余価値の一般的かつ支配的形態」としての高額小作料収取を地主に保証するものであつた——封建地主支配の物的手段であつた。北井上村における『赤旗事件』はそのことを集中的に表現する。このばあい農民のたたかひの組織は小作人組合以外にはありえない。

阿波（旧藍作）畑作地帯人口の存在形態（市原）

阿波(旧藍作)畑作地帯人口の存在形態(市原)

八六

しかるに、こんどの敗戦後の土地改革らしい、小作問題の比重はほとんどまつたく一変した。こんにちでも、地主と小作の収取と対抗とはもちろん完全に一掃されてしまつてはいないが、とくに北井上村のように商業的農業や有畜多角経営がめざましくすすんできている平坦農村のばあい、小作問題の比重が改革前とは比較にならないほど減殺されていることは疑いをいれない。すなわち北井上では、富農・部分的には富裕中農と貧農・農業労作者との近代的階級分化と、それにもとづく対立はいちぢるしくすすんでおり、富農層の村政支配——改進黨を中心とした農民把握と、農業労作者・貧農を中心とした組織化——耕作人組合結成による抵抗、との対抗関係はたれの眼にもあきらかである。(たゞしこの近代的階級対立が部落的規制・対抗関係によつてゆがめられ、耕作人組合を部落組織としてみる村民もあるが、これがノン・センスであることはいうまでもなく、部落秩序を利用するものもはや「人格的な隷属」および支配諸関係に立脚する土地所有の権力」ではない。)農民の抵抗形態も組織も変貌し、小作問題から「土地よこせ」(河川敷問題)「職よこせ」「営農資金をよこせ」——という改革前とは異なつた多面的なたたかいつつてきているのである。

しかも、右に述べたような村落内部の階級対立は、もはや現段階における「主要な矛盾」ではなく、戦前の半封建農村のように村落内を二分——資本主義と農民層との間に地主制が介在し、地主と農民との対抗が村落を二分した——するといふような、基本的な敵対矛盾ではない。というのは、農地改革を基軸として、農民内部の既述したような胎芽資本主義的ないしは小資本主義的な対立をふくみながらも、国家独占資本主義が全体としての農民を収奪し対立する——これが基本矛盾であるといふ階級構造に転化するにいたつたからであり、国家独占資本主義は戦前の地主制のように固有の同盟勢力——経済制度を農村内部にもたなくなつたからである。北井上村についていえば、国家独占資本主義——総独占資本にまつたく従属した、森氷・片倉独占資本と酪農・養蚕農民との対立——矛盾にそれを

みることができ、さらにいえば「日本農民運動の沈滞の壁をうちやぶつた意義をもつ」といわれる常東農民組合の最近の「甘藷価格引上斗争」⁽¹⁶⁾に右の一般的事情を看取することができる。

註(16) 改造二十九年三月号「日本民族のエネルギー(Ⅱ)農民」の「共同討議」参照、八九頁。

北井上村全戸の五一・三%を占める賃労働者、貧雇農・貧民が中農と合し(七五・八%)、富農や富裕中農さらには農村企業家・農村商人までもまきこんで成功裡に自らの要求をかちとることができるかどうか、われわれは「貧農団」たる耕作人組合の帰趨を凝視するであらう。けだし、徳川時代―五社宮一揆の藍作農民のむかしから戦前『赤旗事件』の小作農民、さらには戦後『河川敷事件』の貧農にいたるまでの旧藍作地帯農民の全史と悲願とは、登場の舞台と背景とを異にしながらもひとしく現在に凝集され現在にその最後を賭けていようから。

(終り)